



新潟市議会議員



荒井ひろゆき通信

2018年 秋冬
第5号

発行／荒井ひろゆき
電話／025-278-5312
FAX／025-278-5311

目次

表 面

- ごあいさつ
- 平成30年6月定例会
一般質問要旨(抜粋)
 - 地域の子供たちの見守り体制の構築・拡大について
 - 防犯カメラの設置について

裏 面

- 木戸地域の交通対策について
- 東区バス「紫竹・江南ルート」
路線廃止のピンチ?!
- 最近の活動のご紹介
 - 帯広・北の屋台を視察
 - 消防団の秋季演習へ

ごあいさつ

厳しい財政の中スタートした平成30年度は、6月定例会においては、G20新潟農業大臣会合開催推進事業等を含む一般会計補正予算など22議案を議決し、9月定例会では、通学路の安全対策事業等を含む一般会計補正予算など21議案を議決しました。

9月定例会閉会後には決算特別委員会が開催され、平成29年度予算の執行状況や成果について審査を行いました。決算は認定すべきものと決定しましたが、基金残高の減少や市債残高の増加など厳しい財政状況をあらためて示す決算でありました。

今後は更なる行財政改革と効率的な行財政運営を注視しながら、本市の成長・発展に全力をあげ、市民生活の向上、住民サービスの充実に向けてまいります。

地域の防災訓練にて
(避難所運営で課題となるペット同行避難の訓練にも参加しました)



平成30年6月定例会 一般質問要旨(抜粋)

地域の子供たちの見守り体制の構築・拡大について

■質問 西区小針での痛ましい事件後、教育委員会からの見守りボランティアへの参加呼びかけの強化により、市全体の登録者は増えているが、各地域を取り巻く状況は様々である。犯罪を抑止する見守り体制について、各地域で積み重ねた熟度の高い体験を分かち合うなど今後の人員の拡大、活動の強化に対する所見を伺う。

■答弁(篠田市長) 今後より多くの方から通学路の子ども見守り隊にご参加いただくために、各地域で継続的につながる成功事例を広く共有することも含め、地域の皆様とともに体制強化に向けた方策について検討していく。

その後、平成30年9月定例会にて

子どもの見守り活動の強化に必要な用品の購入費2,600万円の補正予算が可決された。



防犯カメラの設置について

■質問 小針の事件のように見守り隊の空白地点で発生する犯罪を防ぐため、マンパワーでカバーしきれない危険箇所を補完する防犯カメラの設置が求められる。防犯カメラの設置費用の一部を補助する制度は5月末が申請の締め切りだったが、もっと柔軟に対応すべきではないのか。

■答弁(篠田市長) 小針の事件を受け、締め切りは事実上なしということにし、今後の危険箇所の総点検の結果を踏まえ、さらに多くの追加要望に対応していく。

その後、平成30年9月定例会にて

見守り活動を補完する防犯カメラの購入・設置費用1,000万円の補正予算が可決された。



一般質問で登壇

東区バス「紫竹・江南ルート」 路線廃止のピンチ?!

「紫竹・江南ルート」は公共交通の空白地域を経由する新たな路線としての期待を受けて、社会実験が始まりました。実験結果を検証しながら利用しやすく改善を図り、少しずつ利用者も増えてきましたが、本格導入には届かない状況で3年目の“正念場”最後の年に突入しました。春先から順調に利用者も増えていましたが、夏場の災害級の暑さにより客足が落ちて非常に厳しい状況にあります。秋から回復傾向(1便あたり平均3.6人の乗客が目標のところ、10月は2.7人)にありますが、例年利用が増えるこの冬場が本当に最後のチャンスとなります。現状の利用者のままでは、今年度で社会実験は終了し、本格運行に移行できず路線廃止となってしまいます。地域の足となる路線継続のためには更なる利用促進が必要となります。



区バスに暗雲がたちこめる

■答弁(堀内東区長) 木戸地域交通対策検討会などで一方通行解除に向けた道路拡張などの合意形成を図りつつ、周辺道路の安全対策を地域の皆様と一緒に検討し、警察と協議していく。

■質問 新潟地域振興局の移転で木戸地域の交通量が増え、渋滞を避けた車などが生活道路を通り危険が増している。今後も交通量の増加が見込まれる市道山木戸逢谷内線をはじめ周辺の交通対策についての考えは。

木戸地域の交通対策について

平成30年6月定例会 一般質問要旨(抜粋)つづき

最近の活動のご紹介

平成30年7月26日(木)

帯広・北の屋台を視察

「北の屋台」は、「帯広を元気にしたい」という熱い思いを持った市民が作った屋台村です。「空洞化していく帯広のまちを何とかしたい!」と法律の壁が厚く、寒い北海道では不可能と言われてきた「屋台」を見事に成功させていました。

まずは大きく立ちのびかけた法律の壁に対し既成概念を克服することで次々にクリアしていきました。

1. 道路交通法では、公道での継続的な営業は一切認められません。そこで民有地を借りて道路のように演出し、そこで屋台を営業することを提案し、許可されました。
2. 食品衛生法では、動く屋台は露店と見なされ営業許可は1週間。店舗の許可は下りません。そこで屋台風の建物を設置し「食堂」として営業することで許可されました。
3. 消防法、建築基準法では、1つの敷地内に同一目的の建物は1棟しか建設できません。そこで4街区に区画分けし、厨房の屋根を連結することで1棟の建物として許可されました。

こうして「北の屋台」はオープンしたのです。

屋台の契約は1期3年を基本としその間に、顧客を獲得し、接客・調理の技術を磨き、資金を貯め、独立・開業します。このような起業支援の機能も果たしています。

国内外から訪れる観光客はこの屋台で勢いをつけ目の前の繁華街へと繰り出していきます。ぜひ古町にも活性化の起爆剤として設営したら面白いと考えています。



にきわう北の屋台

平成30年11月11日(日)

消防団の秋季演習へ

地元消防団の秋季演習では日頃の活動の成果が確認できました。分列行進、点検礼式、ポンプ操作、火災防御訓練、応急手当等が整然と手際よく行われていました。団員の皆さんはご自身の仕事をしながらも昼夜にわたり地域のためにご尽力されています。こうした活動の結集により地域の安心・安全が守られているとあらためて感じました。消防団の存続・拡大のために若い人たちへの呼び掛けが必要であると考えています。



通常点検を行う様子(左)

発行者 新潟市議会議員 荒井宏幸

所 属

保守市民クラブ
文教経済常任委員会
観光交流促進調査特別委員会
阿賀北広域組合議会議員

事務所

〒950-0852 新潟市東区東中野山2-3-9
TEL.025-278-5312 FAX.025-278-5311

自 宅

〒950-0852 新潟市東区石山3-6-12
TEL・FAX.025-286-2535
E-mail:hope@arai-hiroyuki.com